

三 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）

改正案	現行
<p>（外国銀行の業務の代理又は媒介）</p> <p>第一条 水産業協同組合法（以下「法」という。）第十一條第三項第七号の二、第八十七條第四項第七号の二、第九十三條第二項第七号の二及び第九十七條第三項第七号の二の主務省令で定めるものは、外国銀行（法第十一條第三項第七号に規定する外国銀行をいう。第五條の二第一項第二号において同じ。）の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十條第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）の代理又は媒介とする。</p> <p>（デリバティブ取引の媒介等）</p> <p>第一条の二 法第十一條第三項第十一号の主務省令で定めるものは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二條第二十項に規定するデリバティブ取引（同條第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引又は有価証券関連デリバティブ取引（同法第二十八條第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）を除く。）の媒介、取次ぎ又は代理とする。</p>	<p>（新設）</p> <p>第一条 水産業協同組合法（以下「法」という。）第十一條第三項第十一号の主務省令で定めるものは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二條第二十項に規定するデリバティブ取引（同條第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引又は有価証券関連デリバティブ取引（同法第二十八條第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）を除く。）の媒介、取次ぎ又は代理とする。</p>

(信用事業規程の記載事項等)

第五条 (略)

2 法第十一条の四第三項(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十一条の四の二(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)の規定による認可を受けて行う法第十一条第三項第七号の二、第八十七条第四項第七号の二、第九十三条第二項第七号の二及び第九十七条第三項第七号の二の事業(以下「外国銀行代理事業」という。)に係る事項

二 関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理

3・4 (略)

(外国銀行代理事業に関する認可の申請等)

第五条の二 組合又は連合会は、法第十一条の四の二の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一 理由書

二 外国銀行代理事業の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行(以下「所屬外国銀行」という。)の定款又は性質を識別す

(信用事業規程の記載事項等)

第五条 (略)

2 法第十一条の四第三項(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理とする。

3・4 (略)

(新設)

るに足りる書面

三 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面

四 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面

五 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

六 当該組合又は当該連合会と所属外国銀行との間の当該認可の申請に係る外国銀行代理事業の委託契約書の案

七 当該認可の申請に係る外国銀行代理事業の内容及び方法を記載した書面

八 その他参考となるべき事項を記載した書面

2 行政庁は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 所属外国銀行が、銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有していること。

二 所属外国銀行が、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

（委託契約書の案の記載事項）

第五条の三 前条第一項第六号に掲げる委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 外国銀行代理事業を行う事務所の設置、廃止又は位置の変更に

（新設）

関する事項

二 外国銀行代理事業の内容（代理又は媒介の別を含む。）に関する事項

三 所属外国銀行が、不当に外国銀行代理組合等（外国銀行代理事業を行う組合又は連合会をいう。以下この号及び次条第二項第二号において同じ。）の業務上の秘密又は取引先の信用に関する事項を当該外国銀行代理組合等及び当該取引先以外の者に漏らし、又は自己若しくは当該外国銀行代理組合等及び当該取引先以外の者のために利用することを禁ずる規定

四 現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する所属外国銀行の顧客に対する責任に関する事項

五 契約の期間、更新及び解除に関する事項

六 その他必要と認められる事項

（外国銀行代理事業の内容及び方法）

第五条の四 第五条の二第一項第七号に掲げる外国銀行代理事業の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとす

一 取り扱う所属外国銀行の業務の種類

二 取り扱う所属外国銀行の業務の種類ごとに当該業務の代理又は媒介のいずれを行うかの別（代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨）

三 外国銀行代理事業の実施体制

（新設）

2 |

前項第三号に掲げる外国銀行代理事業の実施体制には、法第十一条の八各号に掲げる行為その他外国銀行代理事業を適切かつ確実に行うことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。

- 一 外国銀行代理事業に係る行為に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合 当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制
- 二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して外国銀行代理事業を行う場合 顧客が当該外国銀行代理組合等と他の者を誤認することを防止するための体制

(組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含めない議決権)

第七条 法第十一条の六第三項(法第十七条の十五第七項(法第八十条の四第二項(法第百条第一項において準用する場合を含む。)、第九十六条第一項及び第百条の四第二項において準用する場合を含む。)、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第百条第一項及び第百二十二条第四項、令第十条第三項並びに第二十七条第十九項、第三十二条第四項、第三十五条第三項、第三十七条第四項及び第五十一条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。)(の規定により、組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で

(組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含めない議決権)

第七条 法第十一条の六第三項(法第十七条の十五第七項(法第八十条の四第二項(法第百条第一項において準用する場合を含む。)、第九十六条第一項及び第百条の四第二項において準用する場合を含む。)、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第百条第一項及び第百二十二条第四項、令第十条第三項並びに第二十七条第十五項(第三十七条において準用する場合を含む。)、第三十二条第四項、第三十五条第三項及び第五十一条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。)(の規定により、組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含まない

定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第十一条の六第二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、次条並びに第四十八条第三項第一号イ(2)を除き、以下同じ。）とする。

一 (略)

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式等（当該株式等に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会若しくはその子会社に指図を行うことができるものを除く。）

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号及び第三十七条第一項において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に

いものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第十一条の六第二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、次条並びに第四十八条第三項第一号イ(2)を除き、以下同じ。）とする。

一 (略)

(新設)

二 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなった日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。）

三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に

規定する組合契約で会社に対する投資の事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。）

五| (略)

2 (略)

3 組合、連合会又は共済水産業協同組合連合会は、第一項第五号の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して行政庁に提出しなければならない。

4 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第七条の九 (略)

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日

規定する組合契約で会社に対する投資の事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。）

四| (略)

2 (略)

3 組合、連合会又は共済水産業協同組合連合会は、第一項第四号の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して行政庁に提出しなければならない。

4 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第七条の九 (略)

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日

までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、利用者の承諾（令第九条の二第一項に規定する電磁的方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ（略）

四（略）

3（略）

（特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）  
第七条の十の二 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 復帰申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨

イ 準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合（同条ただし書に規定する場合を除く）

までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、利用者の承諾（令第九条の二第一項に規定する電磁的方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ（略）

四（略）

3（略）

（特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）  
第七条の十の二 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 復帰申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨

イ 準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合（同条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨



。 ) には適用されない旨

ロ (略)

四・五 (略)

(申出をした特定投資家以外の利用者である法人が同意を行う書面の記載事項)

第七条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イの主務省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第七条の十三の二において同じ。)に関して申出者(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第七条の十五 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以

ロ (略)

四・五 (略)

(申出をした特定投資家以外の利用者である法人が同意を行う書面の記載事項)

第七条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イの主務省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第七条の十三の二において同じ。)に関して申出者(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第七条の十五 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以

上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 法第十一条の九に規定する特定貯金等（ハを除き、以下「特定貯金等」という。）、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二の四に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

二（ト） (略)

三 (略)

（申出をした特定投資家以外の利用者である個人が同意を行う書面の記載事項）

第七条の十七 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イの主務省

上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 法第十一条の九に規定する特定貯金等（ハを除き、以下「特定貯金等」という。）、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二の四に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

二（ト） (略)

三 (略)

（申出をした特定投資家以外の利用者である個人が同意を行う書面の記載事項）

第七条の十七 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イの主務省

令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第七条の三において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 (略)

（特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告等の表示方法）  
第七条の十九 組合又は連合会がその行う特定貯金等契約の締結の事業の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 (略)

（特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法）  
第七条の二十三 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項を、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記

令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第七条の三において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 (略)

（特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告等の表示方法）  
第七条の十九 組合又は連合会がその行う特定貯金等契約の締結の事業の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 (略)

（特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法）  
第七条の二十三 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

載しなければならぬ。

2 (略)

3 組合又は連合会は、契約締結前交付書面には、第七条の二十七第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の第三項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第七条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第七条の五第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨貯金等」という。）に係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該利用者に対し当該特定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第七条の二十七第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第七条の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨貯金等書面」という。）を交付している場合（当該利用者から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思

2 (略)

3 組合又は連合会は、契約締結前交付書面には、第七条の二十七第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の第三項各号に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第七条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第七条の五第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨貯金等」という。）に係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該利用者に対し当該特定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第七条の二十七第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第七条の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨貯金等書面」という。）を交付している場合（当該利用者から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつ

の表明があつた場合に限る。）

二・三 (略)

2ゝ4 (略)

(法第十一条の十一第一項の規定の適用に關し必要な事項)

第十五条 法第十一条の十一第一項本文(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第二号において同じ。)に規定する組合又は連合会の同一人に対する信用の供与等(法第十一条の十一第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。)の額(第十八条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条第一項から第四項までの規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一ゝ四 (略)

五 前条第四項第一号から第三号までに掲げるものに係る次に掲げる額の合計額

イ・ロ (略)

六 前条第四項第五号に掲げるものに係る次に掲げる額の合計額

イゝハ (略)

七 (略)

2・3 (略)

た場合に限る。）

二・三 (略)

2ゝ4 (略)

(法第十一条の十一第一項の規定の適用に關し必要な事項)

第十五条 法第十一条の十一第一項本文(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第二号において同じ。)に規定する組合又は連合会の同一人に対する信用の供与等(法第十一条の十一第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。)の額(第十八条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条第一項から第四項までの規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一ゝ四 (略)

五 前条第四項第一号から第三号までに規定するものに係る次に掲げる額の合計額

イ・ロ (略)

六 前条第四項第五号に規定するものに係る次に掲げる額の合計額

イゝハ (略)

七 (略)

2・3 (略)

(組合又は連合会の子会社の範囲等)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合について  
の同条第一項第二号(法第九十六条第一項において準用する場合を  
含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務(法第十七条  
の十四第二項第二号に掲げる組合にあつては、第四号の三から第四  
号の六までに掲げる業務を除く。)とする。

一 一の五 (略)

二 法第十一条第三項各号及び第九十三条第二項各号に掲げる業務  
(法第十一条第三項第七号及び第七号の二並びに第九十三条第二  
項第七号及び第七号の二に掲げる業務、有価証券関連連業(金融商  
品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連連業をいう。以  
下同じ。)その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該  
当するものを除く。)

三 十五 (略)

4 法第八十七条の三第二項第二号(法第百条第一項において準用す  
る場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とす  
る(組合のために行う場合を含む。)

一 一の四 (略)

一の五 信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一  
条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。)を営む金融機  
関が営む同項第三号から第七号までに掲げる業務(金融機関の信

(組合又は連合会の子会社の範囲等)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合について  
の同条第一項第二号(法第九十六条第一項において準用する場合を  
含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務(法第十七条  
の十四第二項第二号に掲げる組合にあつては、第四号の三から第四  
号の六までに掲げる業務を除く。)とする。

一 一の五 (略)

二 法第十一条第三項各号及び第九十三条第二項各号に掲げる業務  
(法第十一条第三項第七号及び第九十三条第二項第七号に掲げる  
業務、有価証券関連連業(金融商品取引法第二十八条第八項に規定  
する有価証券関連連業をいう。以下同じ。)その他農林水産大臣及  
び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。)

三 十五 (略)

4 法第八十七条の三第二項第二号(法第百条第一項において準用す  
る場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とす  
る(組合のために行う場合を含む。)

一 一の四 (略)

一の五 信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭  
和十八年法律第四十三号)第一条第一項に規定する信託業務をい  
う。以下同じ。)を営む金融機関が営む同項第三号から第七号ま

託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務を除く。)を受託する契約の締結の代理又は媒介

二〇二の三 (略)

三 法第八十七条第四項各号及び第九十七条第三項各号に掲げる業務(法第八十七条第四項第七号及び第七号の二並びに第九十七条第三項第七号及び第七号の二に掲げる業務、有価証券関連業その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。)

三の二〇二十八 (略)

(連合会の子会社となる専門子会社の業務等)

第二十七条 (略)

二〇五 (略)

6 法第八十七条の三第一項第六号(法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第七号において同じ。)の主務省令で定める会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項及び第四十五条第一項第三号において同じ。)に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

でに掲げる業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務を除く。)

を受託する契約の締結の代理又は媒介

二〇二の三 (略)

三 法第八十七条第四項各号及び第九十七条第三項各号に掲げる業務(法第八十七条第四項第七号及び第九十七条第三項第七号に掲げる業務、有価証券関連業その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。)

三の二〇二十八 (略)

(連合会の子会社となる専門子会社の業務等)

第二十七条 (略)

二〇五 (略)

6 法第八十七条の三第一項第六号(法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の主務省令で定める会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第四十五条第一項第三号において同じ。)に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行つてゐる事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ （略）

二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ （略）

（新設）

二 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上



(削る)	三  中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項の承認を受けている会社
四 (略)	四 (略)
(削る)	五  産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項の認定を受けている会社又は同法第二百一十一条第一項の認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社
(削る)	六  民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二条第三号に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を受けている会社
(削る)	七  会社更生法(平成十四年法律第五百四十四号)第二条第二項に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けている会社
(削る)	八  株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社
(削る)	九  株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第百十三号)第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社
(削る)	十  株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社
(削る)	十一  合理的な経営改善のための計画(法第二百一十一条の三第一項

7 | 法第八十七条の三第一項第六号の二（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第七号において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社で

に規定する銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二条第二項に規定する保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限り、）を実施している会社

イ | 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ | 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ | 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

（新設）

あつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

- 一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項の承認を受けている会社
- 二 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けている会社
- 三 会社更生法（平成十四年法律第五百四十四号）第九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けている会社
- 四 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社
- 五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社
- 六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社
- 七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項の認定を受けている会社又は同法第二百一条第一項の認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社
- 八 合理的な経営改善のための計画（法第二百一条の三第一項に規定する銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二条第二項に規定する保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長

期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

8

法第八十七条の三第一項第六号の二の主務省令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする

一 連合会又はその子会社が前項に規定する会社（同項第八号に該当するものに限る。）の議決権を同号ロに掲げる措置により取得する場合 次のいずれかに該当すること。

イ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第五十八号）第二条第三項に規定する特定調停

（新設）

が成立していること。

ロ 民事再生法第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

ハ 会社更生法第九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けていること。

ニ 産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき事業再生計画が作成されていること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 同号イからハまでのいずれかに該当すること。

9 第六項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により担保権の実行による株式等の取得又は第二十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第六項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該連合会又はその子会社により担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該連合会に係る法第八十七条の三第一項第六号の主務省令で定める会社に該当するものとする。

10 前項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、前項中「第八十七条の三第一項第六号」とあるのは、「第八十七条の三第一項第六号の二」と読み替えるも

7 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第三十四条第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、同条第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該連合会又はその子会社により同条第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該連合会に係る法第八十七条の三第一項第六号の主務省令で定める会社に該当するものとする。

（新設）

のとする。

11| 第六項から前項まで（第八項を除く。）の規定にかかわらず、特  
定子会社（第十三項に規定する会社をいう。以下同じ。）がその取  
得した第六項に規定する会社若しくは第九項の規定に該当する会社  
（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第  
七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九  
項の規定に該当する会社（以下「事業再生会社」という。）の議決  
権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取  
得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社の議決権にあ  
つてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第七項に  
規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の  
議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間  
が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了  
する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないと  
きは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下「新  
規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新  
規事業分野開拓会社にあつては当該連合会に係る法第八十七条の三  
第一項第六号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあつては  
当該連合会に係る同項第六号の二の主務省令で定める会社にそれぞ  
れ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又  
はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権が当  
該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（法第八十七条  
の四第一項（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同

8| 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項に  
おいて「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する  
会社（以下この項及び第三十四条第一項第九号において「新規事業  
分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経  
過する日（当該議決権が第六項第九号及び第十号の規定に該当する  
会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けてい  
る期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援  
が終了する日。以下この項において「処分基準日」という。）まで  
に処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日  
の翌日からは当該連合会に係る法第八十七条の三第一項第六号の主  
務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を  
行えば当該連合会又はその子会社が有する当該新規事業分野開拓会  
社等の議決権が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会  
社（法第八十七条の四第一項（法第百条第一項において準用する場  
合を含む。以下同じ。）に規定する国内の会社をいう。第三十二条  
第一項第五号において同じ。）の総株主の議決権に百分の十を乗じ  
て得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回るこ  
ととなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基  
準日までの間に当該連合会又はその子会社の有する当該新規事業分  
野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の  
数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

じ。)に規定する国内の会社をいう。第三十二条第一項第五号において同じ。)及び事業再生会社(第八項に定める要件に該当するものに限る。次項、第三十四条第一項第九号、第三十七条第三項及び第五十一条第一項第十一号において同じ。)の総株主等の議決権(法第十一条の六第二項前段(法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12] 第七項及び第十項の規定にかかわらず、連合会又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日(その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日から当該連合会に係る法第八十七条の三第一項第六号の二の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数を下回ることとなる場合において、当該連合会又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会

(新設)

又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一 中小企業者の発行する株式等に係る議決権 五年

二 中小企業者以外の会社の発行する株式等に係る議決権 三年

13| (略)

14| 法第八十七条の三第一項第七号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項及び第十八項において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる持株会社（同号に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、当該持株会社が前条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として連合会、その子会社又は第四項各号に掲げる者の行う事業又は営む業務のために営むものでなければならない。

一〜三 (略)

四 法第八十七条の三第一項第一号の二又は第五号から第六号の二まで（これらの規定を法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第四項各号（第十八号から第二十二号まで及び第二十四号から第二十六号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五 法第八十七条の三第二項第五号ハ（法第百条第一項において準

9| (略)

10| 法第八十七条の三第一項第七号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる持株会社（法第八十七条の三第一項第七号に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、当該持株会社が前条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として連合会、その子会社又は第四項各号に掲げる者の行う事業又は営む業務のために営むものでなければならない。

一〜三 (略)

四 法第八十七条の三第一項第一号の二、第五号又は第六号（これらの規定を法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第四項各号（第十八号から第二十二号まで及び第二十四号から第二十六号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五 法第八十七条の三第二項第五号ハ（法第百条第一項において準



用する場合を含む。第十七項において同じ。）に規定する当該連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第十七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第四項各号（第二十四号から第二十六号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六 法第八十七条の三第二項第六号ニ（法第百条第一項において準用する場合を含む。第十八項において同じ。）に規定する当該連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第十八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第四項各号（第十八号から第二十二号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

15・16 | (略)

17 | 法第八十七条の三第二項第五号ハの主務省令で定めるものは、当該連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する持株会社とする。

18 | (略)

19 | 法第十一条の六第三項の規定は、第八項、第九項（第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項、第十二項及び前

用する場合を含む。第十三項において同じ。）に規定する当該連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第十三項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第四項各号（第二十四号から第二十六号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六 法第八十七条の三第二項第六号ニ（法第百条第一項において準用する場合を含む。第十四項において同じ。）に規定する当該連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第十四項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第四項各号（第十八号から第二十二号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

11・12 | (略)

13 | 法第八十七条の三第二項第五号ハの主務省令で定めるものは、当該連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権（法第十一条の六第二項（法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する持株会社とする。

14 | (略)

15 | 法第十一条の六第三項の規定は、第七項、第八項及び前二項に規定する議決権について準用する。

二項に規定する議決権について準用する。

(法第十七条の十四第一項の規定等が適用されないこととなる事由

第二十八条 法第十七条の十四第三項本文(法第八十七条の三第三項

(法第百条第一項において準用する場合を含む。)、第九十六条第一項及び第百条の三第五項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(削る)

一〇六 (略)

七 連合会の子会社である法第八十七条の三第一項第六号又は第六

号の二に掲げる会社による株式等の取得

八 共済水産業協同組合連合会の子会社である法第百条の三第一項

第五号に掲げる会社による株式等の取得

2 法第八十七条の三第三項(法第百条第一項において準用する場合

を含む。)及び第百条の三第五項において準用する法第十七条の十

四第三項ただし書の主務省令で定める事由は、前項第七号又は第八号に掲げる事由とする。

(法第八十七条の三第四項の規定等が適用されないこととなる事由

第三十一条 法第八十七条の三第五項(法第百条第一項において準用

(法第十七条の十四第一項の規定等が適用されないこととなる事由

第二十八条 法第十七条の十四第三項(法第八十七条の三第三項(法

第百条第一項において準用する場合を含む。)、第九十六条第一項及び第百条の三第五項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会

社の担保権の実行による株式等の取得

二〇七 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(法第八十七条の三第四項の規定等が適用されないこととなる事由

第三十一条 法第八十七条の三第五項(法第百条第一項において準用

する場合を含む。)の主務省令で定める事由は、連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第二十八条第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

(法第十七条の十五第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第三十四条 法第十七条の十五第二項(法第八十七条の四第二項(第百条第一項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十六条において同じ。)、第九十六条第一項及び第百条の四第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇八 (略)

九 連合会にあつては新規事業分野開拓会社等の議決権について第二十七条第十一項に規定する処分を行うとき又は事業再生会社の議決権について同条第十二項に規定する処分を行うとき、共済水産業協同組合連合会にあつては規則第八十七条第三項に規定する新規事業分野開拓会社の議決権について同項に規定する処分を行うときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

(削る)

する場合を含む。)の主務省令で定める事由は、第二十八条各号に掲げる事由とする。

(法第十七条の十五第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第三十四条 法第十七条の十五第二項(法第八十七条の四第二項(第百条第一項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十六条において同じ。)、第九十六条第一項及び第百条の四第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇八 (略)

九 連合会又は共済水産業協同組合連合会にあつては、新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行うときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 元本補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数(組合にあつては法第十七条の十五第一項(法第九十六条第一項において準用する場合を含む。次項第二号及

十一 (略)

2 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該承認に係る国内の会社（組合にあつては法第十七条の第十五条第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。次号及び第四十四条第一項第九号において同じ。）に規定する特定事業会社である国内の会社、連合会にあつては法第八十七条の四第一項に規定する国内の会社、共済水産業協同組合連合会にあつては法第百条の四第一項に規定する国内の会社をいう。次号及び次条第一項において同じ。）の商号及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数（組合にあつては法第十七条の第十五条第一項に規定する基準議決権数、連合会にあつては法第八十七条の四第一項に規定する基準議決権数、共済水産業協同組合連合会にあつては法第百条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び次条において同じ。）を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面

十一 (略)

2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該承認に係る国内の会社（組合にあつては法第十七条の第十五条第一項に規定する特定事業会社である国内の会社、連合会にあつては法第八十七条の四第一項に規定する国内の会社、共済水産業協同組合連合会にあつては法第百条の四第一項に規定する国内の会社をいう。次号及び次条第一項において同じ。）の商号及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面

四 (略)

3 (略)

(特例対象会社)

第三十七条 法第八十七条の四第四項（法第百条第一項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（連合会の子法人等に該当しない会社に限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該連合会又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの

二 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該連合会又はその子会社が出資しているもの

2 | 前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該連合会に係る

四 (略)

3 (略)

(特定子会社による議決権の取得又は保有を基準議決権数に含めないこととする会社)

第三十七条 第二十七条第六項から第八項まで及び第十五項の規定は、法第八十七条の四第三項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める会社について準用する。

法第八十七条の四第四項の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることをなす場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3 | 法第八十七条の四第四項の主務省令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子法人等及び関連法人等であつて、当該会社の議決権を、当該連合会又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 | 法第十一条の六第三項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

（特定信用事業代理業の許可の審査）

第五十条の七 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第二百一十一条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる

（特定信用事業代理業の許可の審査）

第五十条の七 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第二百一十一条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる

事項を審査するものとする。

一～三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ・ロ (略)

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）

（）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消の日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消の日から五年を経過しない者

(1) (10) (略)

ホ・ヘ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) (略)

(2) 銀行法第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに類する職にある者若しくは

事項を審査するものとする。

一～三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ・ロ (略)

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）

（）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消の日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消の日から五年を経過しない者

(1) (10) (略)

ホ・ヘ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) (略)

(2) 銀行法第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに類する職にある者若しくは日本における

日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに類する職にある者又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4) 信用金庫法第八十九条第一項で準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は信用金庫法第八十九条第五項で準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) 労働金庫法第九十五条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(6) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(7) (略)  
(8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀

代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに類する職にある者又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4) 信用金庫法第八十九条第一項で準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用金庫法第八十九条第五項で準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) 労働金庫法第九十五条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(6) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(7) (略)  
(8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀



行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員、監事若しくは会計監査人

(9) (略)

(10) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ (略)

五〇七 (略)

(特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告等の表示方法)

第五十条の三十一の三 特定信用事業代理業者がその行う特定貯金等契約の締結の代理又は媒介の事業の内容について広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」という。)をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号(第二号を除く。)に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 (略)

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員若しくは監事

(9) (略)

(10) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者

チ (略)

五〇七 (略)

(特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告等の表示方法)

第五十条の三十一の三 特定信用事業代理業者がその行う特定貯金等契約の締結の代理又は媒介の事業の内容について広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」という。)をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 (略)

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

第五十条の三十一の七 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項を、日本工業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 (略)

3 特定信用事業代理業者は、契約締結前交付書面には、第五十条の三十一の十一第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格 Z 八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(情報通信の技術を利用した提供)

第五十条の三十一の十二 (略)

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日ま

第五十条の三十一の七 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、日本工業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 (略)

3 特定信用事業代理業者は、契約締結前交付書面には、第五十条の三十一の十一第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格 Z 八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(情報通信の技術を利用した提供)

第五十条の三十一の十二 (略)

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日ま

での間) 次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、利用者の承諾(令第二十四条の五第一項に規定する電磁的方法による承諾をいう。)を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ (略)

四 (略)

3 (略)

(届出事項等)

第五十一条 法第二十六条の二第十二号の主務省令(倉荷証券に関するもの並びに金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものを除く。)で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜五 (略)

六 組合若しくは連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第二十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社(組合にあつては法第二十六条の二第三号、連合会にあつては同条第六号の規定により子会社とすることについて届出をしなければならぬとされるものを除く。)を子会社とした場合

七〜十 (略)

十一 組合若しくは連合会又はその子会社が合算してその基準議決

での間) 次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、利用者の承諾(令第二十四条の五第一項に規定する電磁的方法による承諾をいう。)を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ (略)

四 (略)

3 (略)

(届出事項等)

第五十一条 法第二十六条の二第十二号の主務省令(倉荷証券に関するもの並びに金融破綻<sup>たん</sup>処理制度及び金融危機管理に係るものを除く。)で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜五 (略)

六 第二十八条各号に掲げる事由により他の会社(組合にあつては法第二十六条の二第三号、連合会にあつては法同条第六号の規定により子会社とすることについて届出をしなければならぬとされるものを除く。)を子会社とした場合

七〜十 (略)

十一 組合若しくは連合会又はその子会社が合算してその基準議決

権数を超えて保有することとなった国内の会社及び事業再生会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を有しなくなった場合

十二 (略)

十二の二 外国において法第十一条第三項(第一号及び第二号を除く。)、第八十七条第四項(第一号及び第二号を除く。)、第九十三条第二項(第一号及び第二号を除く。)、又は第九十七条第三項(第一号及び第二号を除く。)に規定する事業の全部若しくは一部を行う施設若しくは設備(事務所を除く。)の設置、廃止若しくは位置の変更又は当該施設若しくは設備において行う事業の内容を変更しようとする場合

十二の三 外国銀行代理事業に係る所属外国銀行が次のいずれかに該当する場合

イ 資本金又は出資の額を変更した場合

ロ 商号若しくは名称又は主たる営業所の所在地を変更した場合

ハ 合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し

、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受けをした場合

ニ 解散(合併によるものを除く。)をし、又は銀行業の廃止をした場合

ホ 銀行業に係る免許(当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。)を取り消された場合

ヘ 破産手続開始の決定があった場合

権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を有しなくなった場合

十二 (略)

(新設)

(新設)

2  
5  
6  
(略)  
十三  
十八  
(略)

2  
5  
6  
(略)  
十三  
十八  
(略)